

伊予市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給要綱

令和2年5月1日

伊予市告示第84号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業により労働者の雇用の維持を図ろうとする事業主に対し、市が予算の範囲内において伊予市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金（以下「助成金」という。）を支給することにより、雇用の安定及び事業活動の継続を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 助成金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人事業主にあつては市内に居住する者、法人にあつては市内に主たる事業所を有する者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第102条の2の規定による雇用調整助成金又は職発0310第2号の規定による緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の支給決定を愛媛労働局から受けていること。
- (3) 雇用調整助成金等の支給率が10分の9であること。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、雇用調整助成金等に係る国の支給決定金額の18分の1の額とし、1事業所当たり100万円を限度とする。

(助成金の支給申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする者は、伊予市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- (2) 雇用調整助成金等に係る国への提出書類の写し
- (3) 市税完納証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の支給決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、伊予市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第6条 前条の規定により助成金の支給の決定通知を受けた者は、伊予市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（助成金の支給）

第7条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に助成金を支給するものとする。

（決定の取消し）

第8条 市長は、助成金の支給を受けた者が虚偽に申請又は不正な手段により助成金の支給を受けたときは、助成金支給の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に助成金が支給されているときは、市長は、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（書類の保存等）

第9条 助成金の支給を受けた者は、当該助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該助成金の支給を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月1日から施行する。